

井戸を利用している皆さんに 給付金を交付します

—岡垣町井戸利用者支援給付金—

対象者

令和4年7月1日現在、岡垣町内で井戸を利用している、次のことに当てはまる方

- 岡垣町内で生活する世帯の世帯主
- 岡垣町内に所在する法人並びに個人事業主（以下「事業者等」と言います。）

※ともに暴力団関係者は除きます

交付額

表の区分によって交付額が変わります。

※交付は1申請者につき1回限り

区分		給付金交付額	
1	水道を利用しておらず、 井戸のみを利用している世帯	世帯人数	
		2人以下	5,120円
		3人	9,560円
		4人	14,000円
		5人	18,480円
		6人	23,160円
		7人	27,880円
		8人	32,600円
		9人	37,280円
		10人以上	42,000円
2	水道を利用しておらず、井戸のみを利用している事業者等	42,000円	
3	水道と井戸を併用している事業者等	14,000円	
4	水道と井戸を併用している世帯	12月中旬決定※下記参照	

【4の交付額算出方法】

$$\text{交付額} = (\text{使用水量Aから算出される水道料金}) - (\text{その月の水道料金})$$

※使用水量A = 月の水道使用水量 + 世帯人数 × 2 m³

※計算結果によっては給付金が発生しない場合あり

※対象となる水道料金は令和4年9月検針分から12月検針分まで ※世帯人数が10人以上の場合は10人で計算

申請期間・申請方法

【1～3の方】令和5年2月28日までに岡垣町住民環境課に交付申請書兼請求書を提出

【4の方】① 令和4年11月11日までに岡垣町住民環境課に事前確認書を提出

② 令和5年2月28日までに町から送付される交付申請書兼請求書を提出

問い合わせ

岡垣町住民環境課環境政策係 ☎093-282-1211